

## 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要な職場環境の整備や、誰もが働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる企業を登録し、その取組を広く公表することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (登録要件)

第2条 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の対象となるのは、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 県内に事業所があり、県内において事業活動を行う企業、団体（以下「企業」という。）であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第12条に定める一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、地方労働局へ届出をしていること、または法第15条の2に定める基準に適合する認定一般事業主の認定（以下「特例認定一般事業主の認定」という。）を受けていること。
- (3) 企業もしくは企業の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - ⑦ ②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

### (登録申込)

第3条 登録しようとする企業は、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、次の書類を添えて県に提出するものとする。ただし、特例認定一般事業主の認定を受けている場合は、添付書類の提出を要しない。

- (1) 一般事業主行動計画
- (2) 地方労働局で受け付けされた一般事業主行動計画策定・変更届の写し

### (登録)

第4条 県は、前条の登録申込みがあった場合において、その内容が第2条の要件を満たすと認めるときは、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録するものとする。

### (登録期間)

第5条 登録の期間は、前条の登録を行った日を始期とし、次に掲げる期間の終期までとする。

- (1) 一般事業主行動計画を定めている場合は、その計画期間
  - (2) 特例認定一般事業主の認定を受けている場合は、認定を受けている期間
- 2 前項第2号の場合において、法第15条の5に基づく認定の取消しを受けた場合は速やかに県に報告しなければならない。

(登録の更新)

第6条 前条第1項第1号の場合において、登録期間が経過した後も引き続き登録を受けようとする場合は、次期の一般事業主行動計画を策定した後速やかに、次の書類を県に提出するものとする。

ただし、次期計画の期間と現行計画の期間との間に計画を策定していない期間がある場合は原則として更新はできない。

(1) 次期計画

(2) 地方労働局で受付された次期計画に係る一般事業主行動計画策定・変更届の写し

(変更および中止の届出)

第7条 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録された企業（以下「登録企業」という。）は、県のホームページで広報している事項に変更が生じた場合は、速やかに滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録変更届（別紙様式第2号）を県に提出するものとする。ただし、従業員数についてのみ変更が生じた場合の届出は不要とする。

2 登録企業は、県内における事業活動をやめた場合または登録の継続の意思を失った場合は、速やかに滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録中止届（別紙様式第3号）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 県は、登録企業が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する登録要件に適合しなくなったと認めるとき

(2) 虚偽または不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

(3) 労働関係法令に関し重大な違反があったとき

(4) その他登録企業として適当でないと認めるとき

2 前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してその旨を当該登録企業に通知するものとする。

(登録企業の広報)

第9条 県はホームページ等の広報媒体を利用し、県民に対し登録企業の名称や取組の広報を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。